

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙人少発第20号  
警察庁丙刑企発第21号  
警察庁丙捜一発第5号  
令和8年5月22日  
警察庁生活安全局長  
警察庁刑事局長

児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について（通達）

児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴を有している。

また、警察が認知した段階では、事案の危険性・切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大な児童虐待事案に発展するおそれがあることから、認知の段階から「人身安全関連事案への対処体制等について（通達）」（令和7年9月4日付け警察庁丙人少発第27号ほか）に基づき、警察本部において人身安全関連事案について一元的に対処するための体制（以下「本部対処体制」という。）が確実に関与するとともに、児童相談所等関係機関と緊密な連携を図りつつ、児童の安全確保を最優先に、迅速・的確かつ組織的な対応を徹底する必要がある。

各都道府県警察にあつては、こうした観点から下記の点に留意し、児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応に万全を期されたい。

なお、「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について（通達）」（令和7年3月13日付け警察庁丙少発第4号ほか）については、廃止する。

また、本通達についてはこども家庭庁及び文部科学省と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 1 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底

#### (1) 児童虐待が疑われる事案等の認知時の速報等

110番通報や相談、関係機関からの情報提供によるほか各種警察活動を通じて児童虐待が疑われる事案（児童虐待と判明している事案を含む。以下同じ。）を認知した際には、警察署長に速報するとともに、本部対処体制に速報すること。

速報を受けた本部対処体制においては、事案の危険性・切迫性について総合的に判断した上で、児童の安全確保を最優先とした必要な措置が迅速に行われるよう、警察署に対する指導・助言、要員の派遣等の支援を適切に行うこと。

また、報告を受けた警察署長は、本部対処体制からの指導・助言を踏まえ、速やかに対処方針及び対処体制を決定し、本部対処体制に報告すること。

#### (2) 児童の安全確認の徹底

##### ア 早期の現場臨場

児童虐待が疑われる事案を認知した場合は、児童の安全の直接確認を徹底するため、早期の現場臨場、付近住民への聞き込み、警察が保有する各種情報の照会、児童相談所等関係機関に対する過去の取扱状況等の照会を行うほか、犯罪の捜査、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）の権限行使等により警察として必要な措置を講ずるとともに、児童相談所に対しても、立入調査や一時保護等、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を執るよう求めること。

#### イ 児童の身体の直接確認等

児童虐待が疑われる事案のうち、児童の身体にあざ、傷、やけどの痕等の外傷が認められる事案については、児童の意向を確認するとともに保護者の同意を得るなどした上で、確実に児童の身体の直接確認を行うこと。

保護者の同意が得られないなどの場合であっても、この種事案は、重大な児童虐待事案に発展するおそれがあることを踏まえ、児童相談所と連携するほか、現に事件が発生している可能性にも留意して、確実に児童の身体の直接確認を実施すること。

また、対象児童が女兒である場合においては、必ず女性職員が確認を行うこと。乳幼児の場合には、月齢・年齢に照らした発育状態にも留意した上で、市町村等による乳幼児健診等の受診状況やその結果について保護者から聞き取りを行い、保護者の説明と乳幼児の身体所見、母子健康手帳の記載内容等に矛盾がないかどうか確認すること。

### (3) 児童相談所に対する通告等の確実な実施等

#### ア 通告等の確実な実施

児童の安全確認等の結果、虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条第1項に規定する通告（以下「通告」という。）を行うこと。

児童虐待が疑われる事案の認知後、対象家庭を特定したものの、対象家庭と連絡が取れないなど、警察が児童の安全を直接確認できない場合にも通告を実施し、児童相談所職員による速やかな児童の安全の直接確認を求めるとともに、その後警察が児童の安全を直接確認する際には同職員の同行を求めること。

通告に際しては、児童相談所に対し、後記(4)の警察の対応状況等の記録を用いて児童の身体の状態や保護者の対応等を客観的かつ具体的に伝達するとともに、例えば、保護者に関する過去の児童虐待事案や配偶者からの暴力事案等の取扱い等、児童相談所側のリスクに関する認識に影響し得る警察が保有する情報（以下「警察が保有する関連情報」という。）があれば、必要かつ相当な範囲で提供するなどして、必要な措置を執るよう求めること。

なお、警察が認知した児童虐待が疑われる事案については、通告に至らない場合であっても、通告の場合と同様に児童相談所に対して、児童の身体の状態や保護者の対応等の客観的かつ具体的な伝達や情報提供をすること。

#### (ア) 児童の身体に外傷が認められる場合

児童の身体等を直接確認した結果、外傷が認められる場合については、本部対

処体制の指導・助言を踏まえ組織的かつ総合的に判断した結果、当該外傷が虐待によるものでないことが客観的に明らかでない場合においては通告を行うこと。

(イ) 児童の身体に外傷が認められない場合

児童の身体等を直接確認した結果、外傷が認められない場合についても、児童虐待が伏在している可能性があることから、児童相談所等関係機関に対する当該児童に係る過去の取扱状況等に関する照会結果や児童・保護者からの聴取内容、対象家庭の家庭環境等を十分に勘案した上で、当該児童に係る通告の要否について、本部対処体制の指導・助言を踏まえ組織的かつ総合的に判断し、通告又は情報提供を行うこと。

なお、児童相談所への照会の結果、過去に取扱いがあったとされる児童については、児童虐待の蓋然性が高いものとして対応すること。

また、児童が同居する家庭において、児童の面前で配偶者やその他の家族等に対する暴力や暴言が行われるなどした場合には、当該行為は心理的虐待に該当することから、確実に通告を行うこと。

イ 通報者を特定させる情報の漏えいの防止等

保護者から通報者について質問された場合等においては、通報者保護の観点から通報者を特定させる情報（通報者が被害児童の場合を含む。）を明かさないこと。

また、通告に際しては、通告を受けた児童相談所等による対象家庭に対する継続支援等の事後対応が円滑に行われるよう配慮すること。

ウ 通告後の情報共有等

通告後においては、児童相談所から、児童の安全確認の実施状況や一時保護、在宅指導、施設入所等の措置結果や当該措置後の対応状況のほか、これらを行う中で把握した児童や家庭環境等に係る新たな情報について情報提供を受けるとともに、警察が保有する関連情報が新たにあれば、必要かつ相当な範囲で提供するなど児童相談所の適切な措置に資するよう配慮すること。

また、通告後も、児童相談所の要請に応じ、児童相談所職員による安全確認に警察職員が同行すること。

エ 事案の継続的な管理

児童の身体にあざ、傷、やけどの痕等の外傷が認められる事案等、重大な児童虐待事案に発展するおそれのある事案については、児童相談所への通告等をもって事案の対処を終えることなく、児童相談所と連携を図りながら、必要に応じて警察として安全確認を行うことも含め、継続的に事案の危険性・切迫性の評価を行うなど、事案の継続的な管理を徹底すること。

(4) 対応状況等の確実な記録化等

児童虐待が疑われる事案を認知した際には、前記(1)、(2)及び(3)の措置等並びにその結果について、適切に記録すること。

特に、前記(2)の児童の安全確認の際には、その経過、確認の方法等を記録すること。また、児童の身体に外傷が認められた場合には、その部位、程度等についても具体的に記録するとともに、同記録を事件主管課と確実に情報共有し、事案の危険性・切迫性の評価や事件化の可否及び要否の判断を行うこと。

なお、通告を行った場合は、「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（令和5年7月28日付け警察庁乙生発第6号）に基づく少年事案処理簿に記録すること。

(5) 関係する警察本部間の情報共有

児童虐待が疑われる事案で取り扱った児童等の居住地が他の都道府県警察の管轄区域内である場合や、児童等が他の都道府県警察の管轄区域内に転居した場合には、関係する都道府県警察に取扱状況等の必要な情報を確実に共有すること。

2 迅速かつ的確な事件化の可否等の判断と捜査の遂行

児童虐待が疑われる事案の端緒を得た場合には、通告と並行して、本部対処体制の指導・助言を踏まえ、事件化の可否及び要否を迅速かつ的確に判断した上で、事件化する場合には、必要な捜査を可能な限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図ること。

その際、事件主管課と児童虐待担当部署は、相互に緊密に連携して、被害児童の保護、支援等に必要な情報の共有を図ること。

3 児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化

(1) 児童相談所等との情報共有及び援助要請に係る連携の強化

ア 実質的な情報共有による連携の強化

児童の安全確保を最優先とするためには、警察と児童相談所とが連携して虐待行為のエスカレートや再発に係るリスク要因を点検すること等が効果的であり、そのためには、情報の内容に応じて担当者間での直接の連絡や下記ウに掲げるシステムを通じるなどした実質的な情報共有が重要となる。

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（以下「緊急総合対策」という。）等において、児童相談所や市町村との間で共有することとされている

① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報

② 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報

③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であつて、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

については、児童に危険が及ぶおそれや蓋然性が高いと認められることから、下記の点に留意し、児童相談所等と連携して確実に対応すること。

また、近年、児童相談所等から前記①～③以外の情報を共有される場合が増加していることから、共有を受けた場合には、例えば、警察が保有する関連情報があれば、必要かつ相当な範囲で児童相談所等に提供し相互にリスク要因を点検したり、警察における後の各種事案対応時にこれを踏まえ児童の状況確認に努めたりするなど、各都道府県警察の実状を踏まえ、児童虐待防止に向け効果的な活用に努めること。

(ア) ①の情報が共有された場合の対応

○ 関係者が虐待の事実を隠蔽している可能性や保護者以外の者による虐待の

可能性等にも留意して、事件化の可否及び要否を迅速かつ的確に判断した上で、事件化する場合には、必要な捜査を可能な限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図ること。

- 事件化する場合には、児童相談所に対して、捜査手続の流れ、警察における過去の相談・110番通報受理状況、警察による聴取内容及び捜査の結果判明した事項について、捜査への支障に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる範囲で情報を提供し、児童相談所における適切な措置に資するよう配慮すること。
- 事件化に至らない場合には、必要に応じ、後記(ウ)と同様の対応を執ること。

(イ) ②の情報が共有された場合の対応

- 緊急総合対策において、子どもとの面会が出来ず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施することとなっていることを踏まえ、児童相談所に対し、立入調査等を促すこと。
- 児童相談所の要請に応じ、又は警察から児童相談所に申し入れるなどし、児童相談所職員による児童の安全確認に警察職員が同行すること。
- これら取組を行う場合には、必要に応じて、警察が保有する関連情報を提供するなどして、相互にリスク要因を点検するとともに、現に事件が発生している可能性にも留意して児童の安全確認に努めること。

(ウ) ③の情報が共有された場合の対応

- 児童相談所側の再被害のリスクに関する認識とその根拠について聴取し、警察が保有する関連情報を提供するなどして、相互にリスク要因がないか点検すること。
- 児童の安全に対する不安要素が認められる場合には、児童の安全が継続的に確保されるよう、児童相談所による定期的な確認等に積極的に協力するなど、連携を密に対応すること。

イ 安全確認のための援助要請等がなされた際の対応

児童相談所等から警察署長に対し、児童虐待防止法第10条第1項に基づく援助要請がなされた際には、児童相談所等と連携して速やかに対応し、児童の安全確認及び安全確保を行うとともに、児童相談所等におけるその後の対応状況について把握すること。

また、例えば、児童相談所等における一時保護中の児童の保護者等に関して

- 一時保護された児童について保護者がその引渡しを執拗に求めてきた場合
  - 面会等の制限をとられた保護者が児童との面会等を執拗に求めてきた場合
- 等において、児童相談所等から対応の依頼がなされた際には、児童及び児童相談所職員等の安全を確保するため、児童虐待防止法第10条に準じた対応を執るなど、児童相談所等からの依頼には適切に対応すること。

ウ 上記アの情報共有に資するシステムに関する留意事項

上記アの情報共有に資するシステムの整備に関する児童相談所等における検討には積極的に参画し、既に整備されている他の自治体のシステムも広く参考に、実質

的な情報共有が行われ、警察と児童相談所等とが連携して虐待行為のエスカレートや再発に係るリスク要因を点検すること等ができ、さらに業務負担の軽減や効率的な職務執行にも資するシステムとなるよう設計等の調整を行うこと。

## (2) 児童相談所の体制・研修における連携の強化

### ア 児童相談所への警察職員等の配置

児童相談所への警察職員の出向又は派遣及び元警察職員の児童相談所の非常勤職員等としての採用は、児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との相互理解や円滑な連携の促進に資することから、これらについて児童相談所を設置する自治体から相談がなされた場合には、積極的に協議等を行い、警察職員等が連携の要として機能する部署・役職への配置がなされるよう配意すること。

### イ 児童相談所が実施する研修への積極的な協力

児童相談所が行う立入調査や臨検・捜索に係る許可状請求事務等に関する研修への警察職員の講師等としての派遣要請に対しては、積極的に協力すること。

また、児童相談所と合同で研修を行う際には、具体的な事例を設定したロールプレイング方式の訓練のほか、過去の事例を踏まえた実務上の問題点や課題に即した議題を設定するなど、真に実効が上がるものとなるよう工夫すること。

## (3) 学校・教育委員会との連携強化

学校・教育委員会における通告等の対応に関し、保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合等には、警察が連携して対応することが求められることから、双方で窓口担当者を定め、対応要領を確認しておくなどした上で、通報や情報提供を受けた場合には、学校等及び児童相談所と連携して対応すること。

また、元警察職員の学校への配置に関する協力依頼がなされた場合にも、積極的に支援すること。

## (4) 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関等との連携の強化

市町村から要保護児童対策地域協議会へ構成員として参画要請がなされた場合には参画するとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関等と緊密な連携を図り、事案に応じて児童に対する具体的な支援の内容について意見を述べるなど被害抑止に向けた積極的な対応を行うこと。

## 4 被害児童等に対する配意及び支援

### (1) 被害児童等の心情や特性に配意した聴取の実施

児童虐待が疑われる事案における、被害児童等からの聴取については、関係機関の代表者による聴取が児童の負担軽減及び児童の供述の信用性の担保の双方に資する有効な聴取方法であるとの認識の下、被害児童等の心情や特性に配意するとともに、検察庁、児童相談所等の関係機関と緊密な連携を図りながら対応すること。

### (2) 少年補導職員の活用

前記(1)を含め、被害児童等への対応においては、公認心理師等の資格を有するなど児童の心理・特性に関する専門的知識・知見を有する少年補導職員を積極的に活用し、被害児童等の心情に配意した支援や児童相談所との緊密な連携を図ること。

## 5 児童虐待への対応のための基盤整備

### (1) 関係機関に対する情報提供に係る各種法令を踏まえた適切な運用

児童虐待防止法第13条の4においては、「地方公共団体の機関・・・(中略)・・・は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、・・・(中略)・・・児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」とされている。

また、児童福祉法第25条の3第1項においては、「協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。」とされている。

これらを踏まえ、児童相談所を始めとする知事部局、市町村等の関係機関との情報共有に関しては、その範囲、実施方法、提供を受けた情報の取扱方法等について、関係機関との間で事前に十分な協議を行い、上記法令及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に照らして適切なものとするとともに、結果を書面で取り決めるなどして、運用等に疑義が生じないようにすること。

なお、取決め等を策定した後においても、随時、情報共有の実施状況等について点検を行い、必要がある場合には関係機関と協議の上、取決め等の見直しを図るなどして、情報共有が円滑かつ適切に行われるよう留意すること。

## (2) 児童虐待の早期発見等に資する教養の徹底

### ア 全警察職員に対する教養

児童虐待の早期発見のためには、児童虐待が疑われる現場への臨場時のみならず、非行少年等の補導時、被害少年・家出少年・迷い子の保護時、児童が同居する家庭における配偶者からの暴力事案の認知時、巡回連絡、交通検問、各種相談等あらゆる警察活動の過程において児童虐待につながり得る情報の収集に努める必要があること、また、児童虐待の疑いのある事案を認知した際には迅速に対処する必要があることを、あらゆる機会を捉えて教養すること。

また、児童虐待の具体例、児童虐待発見の着眼点、事案を認知した場合の対応要領等について、効果的な教養を実施するなどし、警察における児童虐待への対応力の向上を図ること。

### イ 児童虐待担当者に対する教養

警察本部及び警察署において児童虐待を担当する者に対しては、本通達の内容を周知徹底するとともに、児童相談所の児童福祉司や医師等、児童虐待に関する専門的知識を有する者を招致するなどして、児童虐待事案の発見や危険性・切迫性の判断に必要な知識・着眼点、児童相談所等関係機関との連携の在り方等についての教養を実施すること。

また、被害児童等の聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴

取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の教養を採り入れるなど、効果的な教養の実施に努めること。

(3) 児童虐待対策官等の指定

各都道府県警察本部の児童虐待担当部署の警視又は警部の階級にある者を児童虐待対策官等に指定し、児童相談所等関係機関との連携や児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童等の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養等の業務に従事させ、警察における児童虐待への対応力の一層の強化を図ること。